

(仮称)下関北九州道路

環境影響評価方法書

令和4年4月

**山 口 県
北 九 州 市**

— 目 次 —

第1章	都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章	都市計画決定権者の名称	2-1
第3章	都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3-1
3.1	都市計画対象道路事業の目的	3-1
3.2	都市計画対象道路事業の内容	3-2
3.2.1	都市計画対象道路事業の種類	3-2
3.2.2	都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-2
3.2.3	都市計画対象道路事業の規模	3-4
3.2.4	都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3-4
3.2.5	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-4
3.2.6	その他の都市計画対象道路事業の内容	3-4
3.3	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-5
3.3.1	環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	3-5
3.3.2	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	3-22
第4章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1
4.1	自然的状況	4-1-1
4.2	社会的状況	4-2-1
第5章	計画段階配慮事項ごとに 調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	5-1
5.1	計画段階配慮事項の選定	5-1
5.2	計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法	5-2
5.3	計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果	5-4
第6章	計画段階環境配慮書についての 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	6-1
第7章	計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての 意見と都市計画決定権者の見解	7-1
7.1	計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの 意見と都市計画決定権者の見解	7-1
7.2	関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解	7-6

第8章 都市計画対象道路事業に係る

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1
8.1 専門家等による技術的助言	8-1
8.2 環境影響評価の項目	8-2
8.3 調査、予測及び評価の手法	8-2

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 3JHf 485

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。